

「（仮称）新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔全体事項〕

- （１）既設の風力発電機の撤去に伴う工事を風力発電機の設置工事と並行して実施する等、撤去工事を含めて一連の事業と判断できる場合は、それらの工事による環境影響について調査、予測、評価すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物（鳥類）〉

- （１）希少猛禽類の調査について、北向山を越えて事業予定地へ飛翔する個体を確認するため、俵山峠を調査地点に追加する必要があるか検討すること。
- （２）鳥類等の死骸確認調査について、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（令和２年４月環境省）では「２回/月」とされていることから、再度、専門家等にヒアリングを行い、調査回数を検討すること。

〈動物（昆虫類）〉

- （１）クモ類の調査にあたっては、地形改変の少ない斜面の古い場所等を重点的に確認すること。

〈生態系〉

- （１）対象事業実施区域は、これまで草原環境が維持されてきた場所であるが、現在稼働している風力発電所の建設にあたっては自主的な環境影響評価が実施されており、今後実施する現地調査とあわせて結果を解析することで、草原環境を適地とする希少動植物の長期的な状況を把握できる可能性があるため、こうした観点で過去のデータの活用を検討すること。

〔景観・人と自然との触れ合いの活動の場〕

〈景観〉

- （１）配慮書に対する知事意見において、「南阿蘇やすらぎロード」をシークエンス景観として追加することを検討するよう述べられているが、方法書で具体的な言及がない。このことから、調査地点に追加するよう再検討するとともに、追加しない場合は、その理由を具体的に図書

に記載すること。

- (2) J R 豊肥本線の立野駅から阿蘇市へと向かう車窓からの景観について、調査・予測・評価する必要があるか検討すること。
- (3) 景観に関する予測結果について、新設の風力発電機とあわせて既設の風力発電機を透過したフォトモンタージュを作成し、風力発電機が存在している現在の景観からどのように変化するかを比較できるようにすること。
- (4) 建替え後の風力発電機による景観への影響について、既設の風力発電機が存在する現況からの悪化を回避するという観点からも評価のうえ、配置等の計画を検討すること。